

東邦大学研究活動・研究費使用規範委員会規程

(目的・設置)

第1条 東邦大学（以下、「本学」という。）における、研究活動の不正行為の防止ならびに研究費の不正使用の防止に向けて、不正発生の要因を把握し、全学的視点から不正発生防止計画を推進することで、適正かつ公正に研究活動が推進され、また、研究費が使用されることを目的として、東邦大学研究活動・研究費使用規範委員会（以下、「規範委員会」という。）を設置する。

(規範委員会の構成)

第2条 規範委員会は、次に掲げる委員で組織する。

学長

常務理事（財務担当）

副学長（研究および研究環境担当）

医学部長、薬学部長、理学部長、看護学部長、健康科学部長

大森病院長、大橋病院長、佐倉病院長

教育・研究支援センター長

法人本部事務局長、法人本部財務部長

学事統括部長

学事部長（大森学事部、習志野学事部）

病院事務部長（大森病院、大橋病院、佐倉病院）

- 2 委員長は、学長が務める。
- 3 委員の任期はそれぞれの役職の任期に合わせ、この役職に就いた者が自動的に委員に就任することとする。
- 4 学長は、文部科学省 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（以下、研究活動のガイドラインという）ならびに、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（以下、管理監査のガイドラインという）に定められる最高管理責任者を務め、研究活動のガイドラインによる統括管理責任者を副学長が、管理監査のガイドラインによる統括管理責任者を常務理事（財務担当）と法人本部事務局長が務め、各学部長と各病院長は部局責任者を務めるものとする。
- 5 規範委員会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 6 規範委員会の事務局は、学事統括部が務める。

(規範委員会の業務)

第3条 規範委員会は、以下の業務を分掌する。

- (1) 不正発生要因の把握ならびに不正防止計画の策定と実施に関すること

- (2) 学内ルールについてのモニタリングに関すること
- (3) 行動規範の策定、周知およびその具体的な対応方策に関すること
- (4) 研究活動の不正行為や研究費の不正使用（以下、「不正行為等」という。）に関する申立て等をなされた者に係る不正行為等についての調査指示および認定等に関する事項
- (5) 調査委員会、検討部会等が作成した答申に関する審議等に関すること
- (6) 東邦大学における研究活動の不正行為防止および研究費の不正使用防止に関する規程に定める条項に関すること
- (7) その他学長が必要と認めた事項
(予備調査委員会、調査委員会、検討部会)

第4条 規範委員会は、研究活動の不正行為および研究費の不正使用等の申立てに関する予備調査委員会や調査委員会および不正防止計画の策定のための検討部会等（以下、「調査委員会等」という。）の設置を命じ、申立て内容に関する具体的な調査の実施や、計画の策定・検討等を委任することができる。

- 2 調査委員会等は、規範委員会から委任を受けた具体的な案件について適切に対応し、その調査・検討・対応結果等につき、調査委員会等の委員長、または、部会長は規範委員長宛に答申を行う。
- 3 予備調査委員会と調査委員会の委員は別に定める。検討部会の委員は、規範委員会が指名し、内1名を部会長として任命する。
- 4 調査委員会等の事務局は、学事統括部が務める。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、大学協議会の承認を要する。

附 則

この規程は、平成24年12月1日より施行する。

この規程は、一部改正のうえ平成29年4月1日より施行する。

この規程は、一部改正のうえ令和3年9月1日より施行する。